



長目の浜 準景観地区

上甕島の長目の浜は、3つの池と変化に富んだ海岸線から作り出される風光明媚な景勝地です。この美しい「地域の宝」を、地域住民だけでなく、市民、事業者などの全ての人が一体となり、未来へ引き継いでいくため、平成25年7月1日に「準景観地区」として指定しました。

「準景観地区」の指定

「準景観地区」の指定により、指定区域内での建築物の建築など、工作物の建設および一定規模以上の開発行為などについては、薩摩川内市準景観地区条例に規定する認定または許可が必要となります。

*「準景観地区」とは、都市計画区域外において、「良好な景観の保全」を目的に指定する地区のことです。

景観形成方針

悠久の歴史で造られた 壮大で繊細な長目の浜を とこしえの未来につなぐ

基本目標

1. 主役の景観を守る
2. 美しい沿道景観を守り、育む
3. 地域の誇りである眺望景観を保持
眺望できる場所・長目の浜展望所、田ノ尻展望所、渡り口

規制の内容

- ◎建築物または工作物
- ▼色彩や素材などの制限
- ▼高さの最高限度
- ◎開発行為など
- ▼土地の造成その他一団の土地の形質変更
- ▼土砂、砂類の採取、鉱物の掘採
- ▼木竹の伐採
- ▼特定照明

長目の浜の準景観地区指定範囲

- 地区の区域(358ha)
- ▼里町里
 - ・字大平良の全部
 - ・字金山、牛瀬の一部
 - ▼上甕町小島
 - ・字崎山、池の全部
 - ・字水河内、長目道、竹之崎、大浦の一部

- ▼上甕町瀬上
 - ・字池平、大浦の全部
 - ・字浦底、戸田、山崎、田之尻の一部
- *地区の範囲は、3カ所(長目の浜展望所・渡り口・田ノ尻展望所)から見渡せる山の尾根までです。

申請について

準景観地区内で、建築物や工作物、開発行為などを行う場合は、工事に着手する前に認定申請または計画許可申請

違反した場合

無認定や無許可、虚偽の申請または制限に違反した場合には、50万円または30万円以下の罰則が科される場合があります。

請手続が必要ですが、詳しくは、都市計画課にお問い合わせください。
*認定証または許可証の交付があるままでは、工事に着手することはできません。



【問合先】=本庁都市計画課景観グループ ☎(23)5111(内線3424)

後期高齢者医療制度の対象者の皆さまへ

7月中旬に後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。
保険料は、被保険者一人一人が安心して医療機関を受診するための、いわば「命・健康を支える大切な財源」です。納期までに納めましょう。



後期高齢者医療制度とは

高齢者の方が安心して医療を受けられるよう、社会全体で支え合うことを目的として作られた制度です。

【対象】

- ▼75歳以上の方
- ▼65歳から74歳の方で、一定の障害を持ち、加入を希望する方

年間保険料

昨年の所得情報を基に平成25年度の年間保険料が決まります。対象者の皆さまには、7月中旬に決定通知書を送付しますので、計算方法や納付方法については、同通知書でご確認ください。

保険料の納付方法

■年金からの天引き(特別徴収)

年金から自動的に天引きする納付方法を特別徴収といいます。後期高齢者医療制度加入の皆さまは、原則として**年金天引き**で納めます。

4月・6月・8月支給の年金から保険料が天引き(仮徴収)された方は、年金受給状況に異動がない限り、原則10月からも引き続き年金天引きで納めていただきます。

*この方法によりお支払いを希望される方は、手続きの必要はありません。

■納付書や口座振替(普通徴収)

市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによって**口座振替**で支払う納付方法を普通徴収といいます。

- ▼4月・6月・8月支給の年金から保険料が天引き(仮徴収)されなかった方は、原則7月以降も納付書または口座振替で納めていただきます。
- ▼【対象】
- ▼年金額が年間18万円未満の方
- ▼介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれていた年金額の半分を超える方
- ▼4月2日以降に年齢到達や転入により後期高齢者医療の対象者になった方

特別徴収(年金天引き)から普通徴収(口座振替)へ変更の申し出をされた方

*4月・6月・8月の年金から天引きされなかった方でも、10月から新たに特別徴収が開始される方もいらっしゃいます。(併用徴収)

納付方法の変更

特別徴収(年金天引き)の方は、申し出により普通徴収(口座振替)に変更できます。

1. 金融機関で①被保険者証 ②通帳 ③通帳の印鑑 を持って、口座振替の手続きをする。
2. 市役所の窓口で①金融機関に提出した**口座振替依頼書の控え** ②被保険者証 ③印鑑 を持って「納付方法変更」の申し出をする。
3. 直近の停止可能月から年金天引きが停止され、それ以降口座から保険料が引き落とされる。

【問合先】=本庁保険年金課高齢者医療グループ

☎(23)5111
(内線2831~2833)